

第 15 回

大島一般廃棄物管理型最終処分場運営協議会（書面開催）

令和 3年 4月 23日

議事事項

- (1) 焼却灰等の埋立実績について
- (2) 水質検査結果について
- (3) 埋立期間の延長について

東京都島嶼町村一部事務組合

(1) 焼却灰等の埋立実績について

- 当施設は主に一般家庭等から排出される「可燃ごみ」を焼却施設で燃やした「焼却灰」を埋立処分する施設である。
- 平成 18 年 5 月の受入れ開始から平成 24 年 10 月までの期間は、小笠原村を除いた 8 町村(大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈町、青ヶ島村)の焼却灰等を受入れ、平成 24 年 11 月以降は、八丈島処分場の供用開始に伴い、島嶼北域 4 町村(大島町、利島村、新島村、神津島村)の受入れを行っている。
- 大島町より、平成 26 年度に発生した土砂災害の一部およそ「257 t」、令和元年度に発生した台風 15 号による災害廃棄物およそ「72 t」を受入れている。
- 受入れ開始から令和 3 年 3 月末までの埋立処分量は「22,674 t」この重さを容積換算すると「23,366 m³」となる。
- 埋立可能量「49,500m³」に対し、「23,366m³」の埋立処分を完了し、埋立処分の進捗率はおよそ「47%」となる。

配布資料

資料 1-1 「埋立地現状写真」

資料 1-2 「焼却灰等埋立実績(大島管理型処分場)」

(2) 水質検査結果について

- 埋立処理地は自然の降雨を利用し土壌を浄化させている。雨水(浸出水)は埋立処分地から浸出水処理施設へ運ばれ処理された後、沢へ放流される。
- 浸出水処理施設では、各処理の工程で常時水質の監視と記録を行えるシステムとなっており、処理した最終的な水(放流水)は、外部業者へ毎月 1 回の水質分析を委託している。
- 毎月の水質分析委託では、当施設の周辺環境への影響調査として、地下水も分析している。この地下水は、埋立地の地下の 2 つの区域から集めて採水し、それぞれ「沢部」、「底部」という名称で区分している。
- 放流水及び地下水の分析結果は、基準値を十分に下回っている。

配布資料

資料 2-1 「水質分析採水箇所」

資料 2-2 「地点別結果表(放流水)」

資料 2-3 「地点別結果表(地下水 沢部)」

資料 2-4 「地点別結果表(地下水 底部)」

(3) 埋立期間の延長について

- 供用開始から 15 年が経過し、当初 15 年間で埋立が終了する予定であったが、リサイクルの推進等により、埋立進捗率は半分に満たない程度となっているため、令和 22 年 3 月末まで埋立期間を延長することとし、必要な手続きを完了した。

配布資料

資料 3-1 「広報おおしま 11 月号」

資料 3-2 「焼却灰等埋立処分実績及び予定量」

資料 3-3 「埋立計画図(平面図・縦断図)」

資料 3-4 「立札変更前後写真」